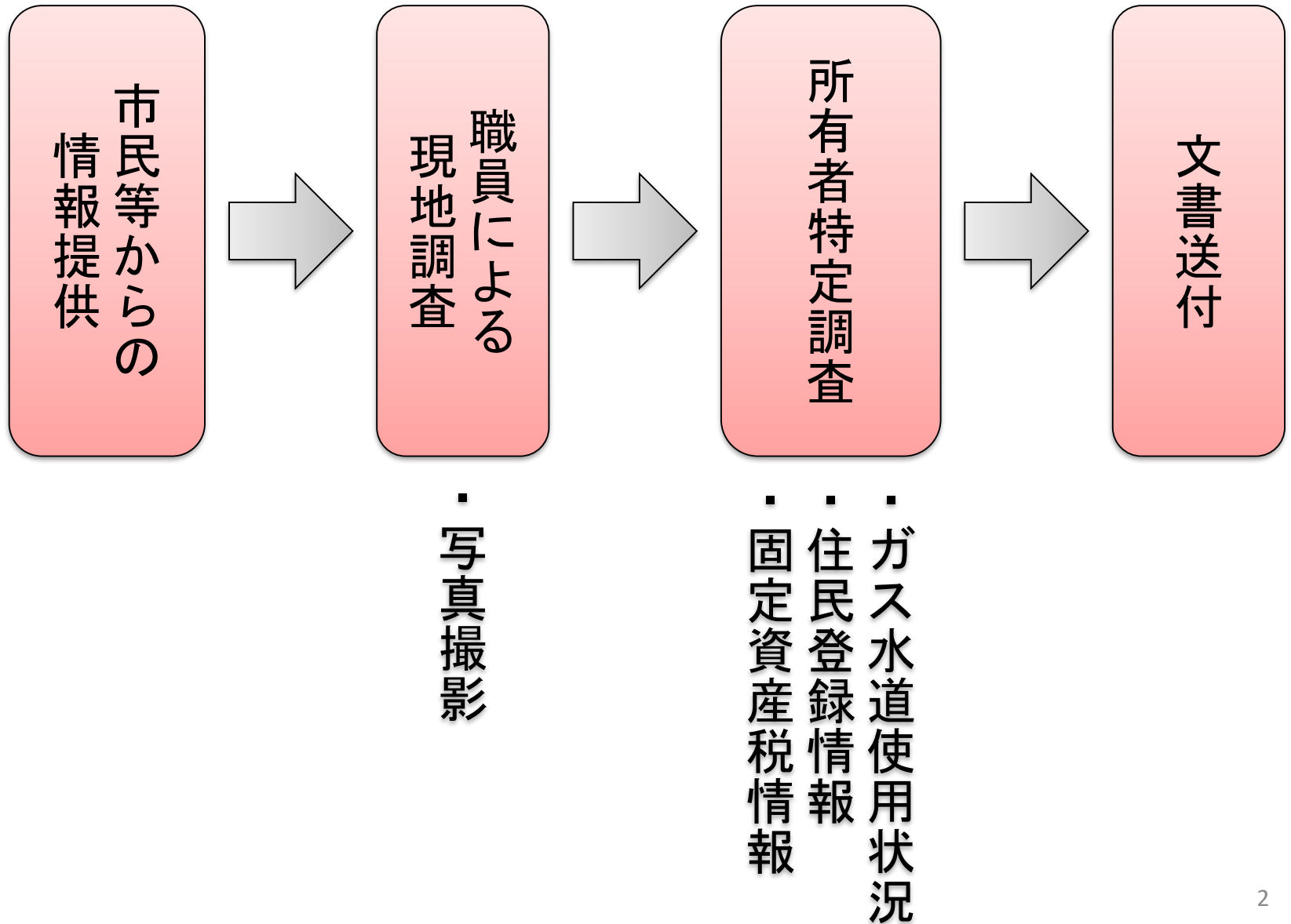


空家等対策計画に基づく 取り組み状況について

◇令和元年度第1回習志野市空家等対策協議会◇
令和2年2月7日(金)

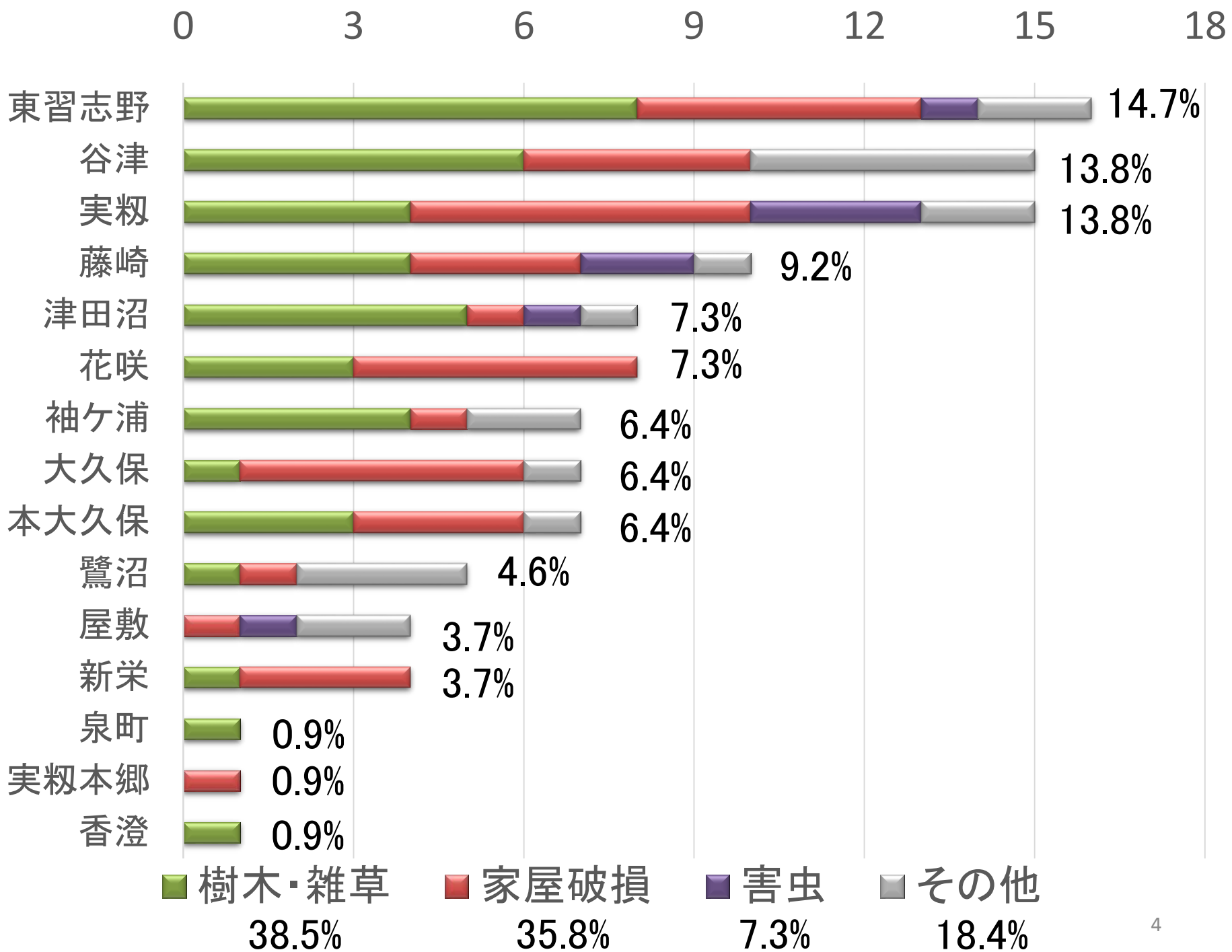
<文書送付までのフロー>



<苦情等受付状況>

平成31年4月1日～令和2年1月31日現在

No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
種類	東習志野	谷津	実籾	藤崎	津田沼	花咲	袖ヶ浦	大久保	本大久保	鷺沼	屋敷	新栄	泉町	実籾本郷	香澄	谷津町	鷺沼台	芝園	秋津	茜浜	奏の杜	合計	
樹木 雑草	8	6	4	4	5	3	4	1	3	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	42
家屋 破損	5	4	6	3	1	5	1	5	3	1	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	39
害虫	1	0	3	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
その他	2	5	2	1	1	0	2	1	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
合計	16	15	15	10	8	8	7	7	7	5	4	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	109



空家等の有効活用等に関する 相談業務協定

**空家等の有効活用等に関する
相談業務が始まりました**

平成31年1月22日、習志野市と千葉県宅地建物取引業協会東支本部（以下「宅建協会」という。）は、相互に連携および協力しながら空家等の有効活用等の相談業務を進めることにより、空家等の様々な問題を解消することを目的に、
「空家等の有効活用等に関する相談業務協定」
を締結し、平成31年4月1日より開始しました。

【協定に関する取り組み】
空き家を「売却したい」、〈解体したい〉、〈リフォームしたい〉などの要望をお持ちの空き家所有者に対し、宅建協会の「空き家対策相談員」が相談に応じます。

(1) 空家等の活用方法の提案
(2) 賃貸、売買、適正管理等の取引動向
(3) リフォーム、地改修、解体等の取引動向
(4) 専門業者の紹介
(5) その他相談内容に関する事項



【申し込み方法】
相談を希望する方は、別途、「空家等の有効活用等に関する相談申込及び情報提供同意書」に必要事項を記入し、習志野市役所防犯安全課窓口へ持参、下記住所への郵送、FAXのいずれかの方法で提出してください。後日、宅建協会から連絡が入ります。

※「空家等の有効活用等に関する相談申込及び情報提供同意書」は、ホームページからダウンロードできます。

〒275-8601
千葉県習志野市萱沼 2-1-1
習志野市役所 防犯安全課 防犯係
TEL：047-451-1151 内線 245
FAX：047-453-5578



習志野市空家等の有効活用等に関する相談申込及び情報提供同意書

習志野市長 あて 年 月 日

申込者 住所 〒
(フリガナ)
氏名
電話 ファクス
携帯番号

次の空家等の相談をしたいので、申し込みます。
また、登録情報については、(一社)千葉県宅地建物取引業協会東支本部相談員に情報を提供することに同意します。

申込者の権利関係	・土地及び建物の所有者・建物の所有者 ・その他()	
空家等の所在地	習志野市	
希望する形態	賃貸・売却・その他()	
空家等の状況	用途	住宅・その他()
	構造	木造・その他() (階建)
	土地面積	m ² (地目:宅地・雑種地・)
	建物面積	1階 m ² 2階 m ² (例:3LDKなど)
	築取	
	建築時期	(昭和・平成) 年 月 頃
関係書類	※所持しているものに丸をつけてください。 ・建築確認書・登記全部事項証明書・契約書 ・重要事項説明書・地図・地積測量図	
その他		
相談場所	・空家所在地 ・習志野市役所 4F 防犯安全課相談室(開庁日の10時から16時)	
相談希望日	第一希望日 月 日 時ごろ	第二希望日 月 日 時ごろ
空家になった時期	(昭和・平成) 年 月 頃	
相談に対する 要望事項等		

○ 申込された個人情報は本相談業務の目的以外には利用いたしません。
○ 本人・親族以外で空家等の活用に関する相談をご希望の方は所有者の委任状も併せてご持参または送達してください。
○ 相談員がお客様の都合のため、電話連絡しますので、日中につながる電話番号をご記入ください。
○ 希望日は申込日から1日以前でお願いします。例は、年末年始など特定日は適用しておりません。
○ 日時が確定後のキャンセルは2日前までにご連絡ください。連絡が無く無断でキャンセルは、以後、相談をお受けできません。

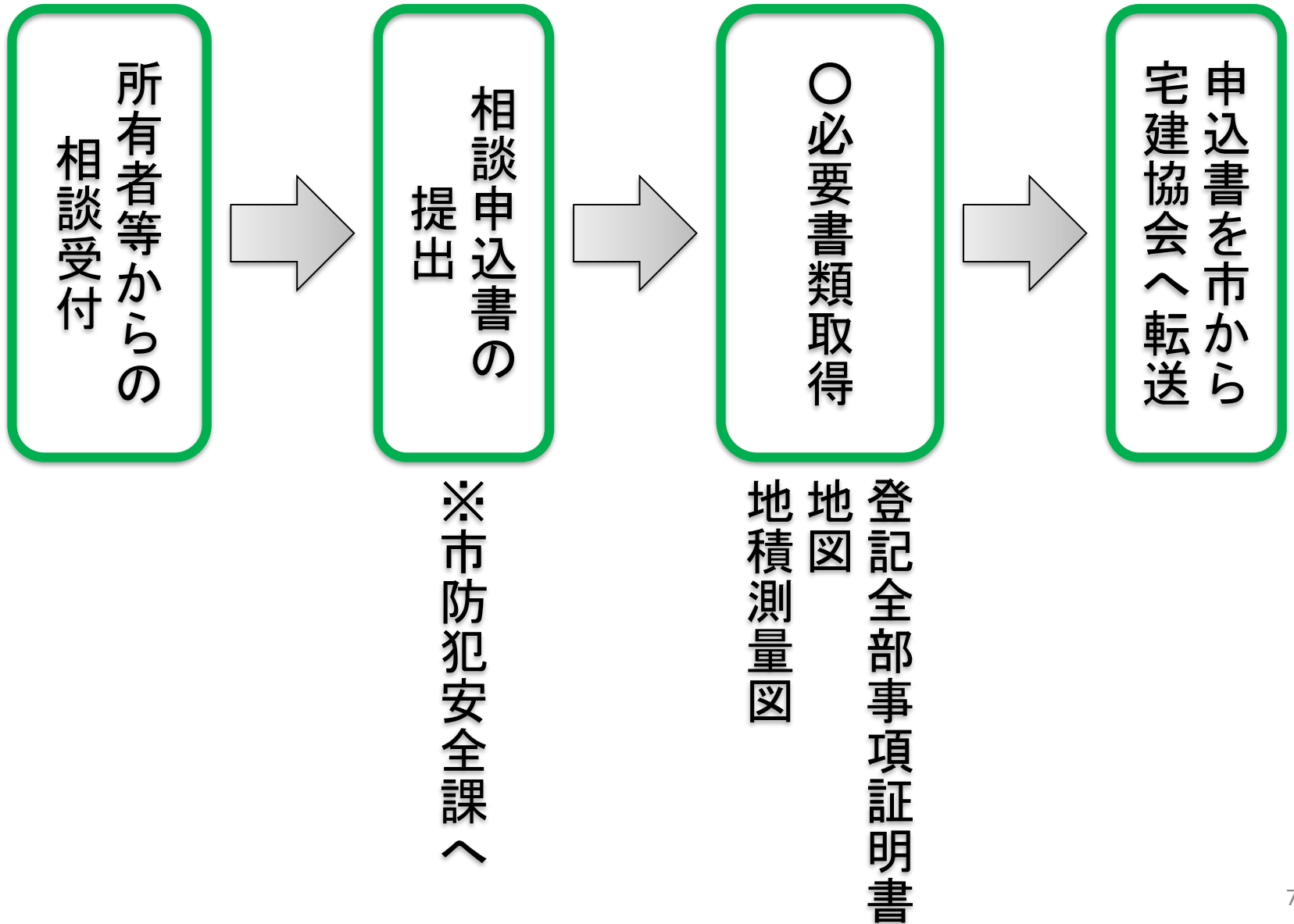
登録番号	登録年月日	年月日受付
------	-------	-------

<空き家相談業務 受付件数>

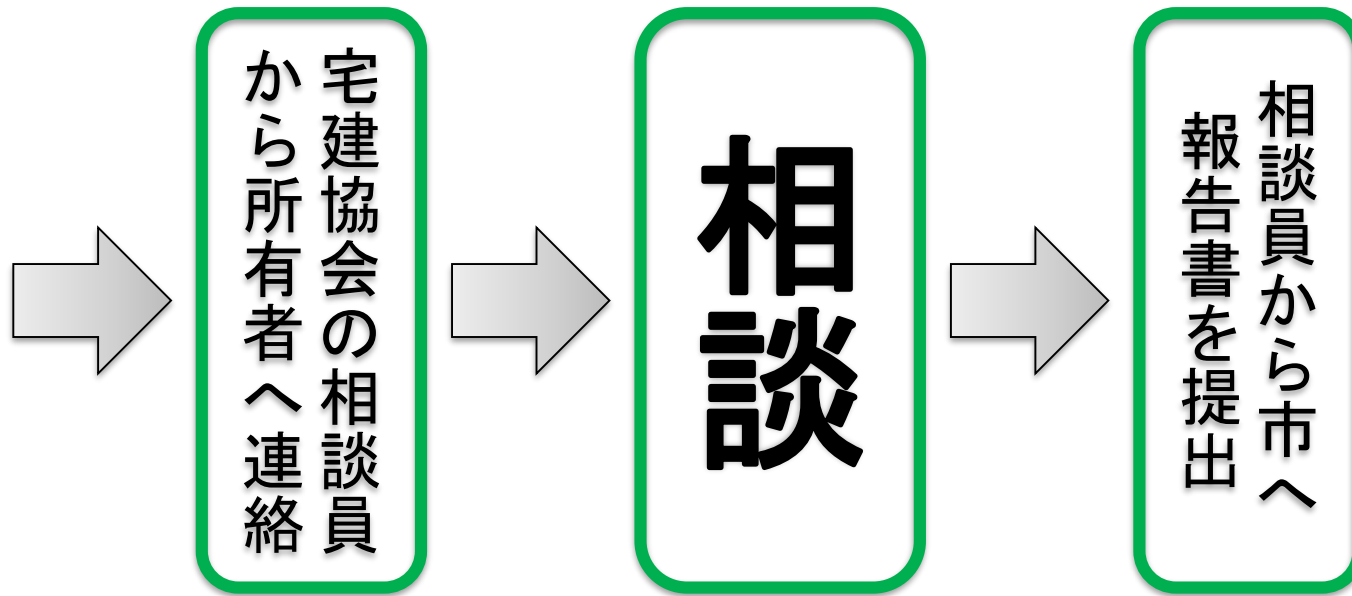
令和2年1月31日現在

No	地区	売却	解体	賃貸	その他	合計
1	谷津	1	0	0	0	1
2	鷺沼台	0	1	0	0	1
3	藤崎	0	1	0	0	1
4	大久保	1	0	1	0	2
5	花咲	0	0	0	1	1
6	屋敷	1	0	0	0	1
合計		3	2	1	1	7

<空家等に関する相談業務フロー>



<空家等に関する相談業務フロー>



※日程調整等

※現地もしくは市役所の窓口等